

水道工事には、Ⅰ 建設業法の25業種のうちの「水道施設工事業」、Ⅱ 配水管から分岐して使用者の水道メーターを介してカランや給水器具へ接続する「給水装置工事業」の2種類があります。

水道事業と一般土木工事を比較すると以下のような違いがあります。

- ・水道工事の財源の大半は、水道利用者の使用料金であること
- ・建設自体が目的ではなく、その施設で今後数十年間、飲料水を供給するのが目的であること
- ・水道施設は、取水、貯水、導水、浄水、送水、配水、給水施設の複合体であり、またライフラインの一つであるため、どこか一部分でも不備があれば住民活動、事業経営に大きな影響が生じること
- ・人の健康に影響する飲料水（水質、水量、水圧）を取り扱う事業であること
- ・工事には、配管技能（据え付け、管種・管径毎の継手接続技術等）を必要とすること
- ・水圧、水撃（ウォーター・ハンマー）に関する知識を熟知していること
- ・施設のほとんどが地下埋設物であるため、地下（他の道路占用物件）の状況把握が必要となること
- ・給水装置工事の経験を有し、宅内給水装置の維持管理経験が必要となること
- ・漏水、濁水、水圧低下、異音、異臭味、給水器具等の緊急トラブルや災害時には、迅速丁寧な対応が必要であり、これに対処するためには業者同士ならびに町との協力が必要とされること
- ・配水管には消火栓が接続されているため、水道法、消防法の適用を受けること
- ・水道は、設置場所の水環境に対応するため各地区、各事業体でその施設、設備に特異性があること
- ・水道普及率95%超となった昨今、管路更新や布設替えが主体となる通水しながらの水道工事となること

※以上のことを踏まえ、水道施設工事業を受注するには、下記の要件を満たしている必要があります。

#### 《事業所としての資格》

- ①福井県土木部の経営審査で「水道施設工事業」の経営審査が必要（\*審査結果、完成工事高で能力を判定）
- ②美浜町給水装置指定工事事業者であること
  - ・町内で、指定給排水設備工事事業者として宅内工事の実績を有していること（\*住民信頼度）
  - ・美浜町の水道施設の維持管理に協力できる事業者であること（\*技術力を判定）
- ③災害時における協力に関する協定を町と締結しているとともに、漏水等の緊急時の維持修繕が365日24時間対応可能であること。（美浜町管工事組合への加入が望ましい）

#### 《器具、備品等（常備していること）》

- ① 管の切断、加工、接続ができる器具及び耐圧テスト器具を有していること
- ② HPPE管EF接合器具及び工具を有していること（美浜町はH10年からHPPE-AW管を採用）
- ③ 鋳鉄管S型NS型GX型継手加工器具（～φ400mm）を有していること

#### 《社員の資格者（正社員の中に、次の資格を有する者が在籍していること）》

- ① 給水装置工事主任技術者（他の事業所との兼任は不可。選任されていた場合は解任手続きが必要。）
- ② 1級管工事施工管理技士 または 2級管工事施工管理技士
  - 【1級管工事施工管理技士】建設業法により特定建設業の営業所に置かなければならない専任の技術者や、工事現場ごとに置かなければならない主任技術者および監理技術者になることができる。（監理技術者であり続けるためには更新が必要です。）
  - 【2級管工事施工管理技士】建設業法による一般建設業の営業所の専任技術者や、工事現場における主任技術者になることができる。
- ③ 配水用ポリエチレン管技能（EF接合方式）講習修了者
- ④ 給水装置工事配管技能者（在籍することが望ましい）

※ 美浜町では、経営努力を重ね、現在の美浜町水道システムを構築してきたことから、それを適正に維持・改善していくためには、水道工事業者の技術と信頼の維持が必要不可欠と考えています。よって、町発注の水道施設工事を希望される場合は、まずは、美浜町給水装置工事事業者として実績を積み、住民に信頼されることが重要です。 また、事業者の水道技術力を判断するため、2年以上の水道施設工事、漏水修理等を実施、経験していただき、御社の知識と水道施設管理技術・工事手法、御社員の技能を審査させていただきます。